不利益処分の処分基準

処分の内容		公園予定区域等における損失補償の原因者に対する補償額の負担命令
根拠法令及び条項		都市公園法第３３条第４項（第２８条第４項の準用）
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
処分基準	関係条項	
	基準（未設定の場合はその理由）	法第３３条第４項において準用する第２８条第４項の規定による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）